

茨城工業高等専門学校技術相談取扱要領

(平成27年4月1日制定)

(趣旨)

第1条 この要領は、独立行政法人国立高等専門学校機構技術相談に関するガイドラインの規定に基づき、茨城工業高等専門学校（以下「本校」という。）において、技術相談の取扱い等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 技術相談とは、企業等における技術的な問題を解決するため、本校の有する研究成果や技術的知識を広く活用する一時的な相談とし、申込者に対する技術的問題解決に向けての支援、及び相互の研究開発等の活性化を図るための技術指導・助言や情報交換に限定するものをいう。

(技術相談の申込)

第3条 技術相談の申込は、原則として「技術相談申込書」（別紙様式1）に記入し、地域共同テクノセンター（以下「テクノセンター」という。）へ提出するものとする。

(技術相談の実施)

第4条 テクノセンターで技術相談申込書の内容を確認し判断のうえ、適切な担当教員（以下「担当教員」という。）を決定後、担当教員へその旨依頼し、技術相談を実施するものとする。

2 技術相談は、原則として本校内の場所で実施するものとする。ただし、必要に応じて、申込者の指定する場所で実施することができる。

3 技術相談に際して、必要に応じて秘密保持契約を締結するものとする。

4 技術相談の過程で生じた発明等の帰属に関しては、秘密保持契約書の中に規定するものとする。

5 技術相談の結果、共同研究又は受託研究を行うこととなった場合は、速やかに共同研究申請書又は受託研究申込書の提出を受け、共同研究契約又は受託研究契約を締結し、研究を行うものとする。

(技術相談の報告)

第5条 技術相談を行った担当教員は、「技術相談報告書」（別紙様式2）を作成しテクノセンターへ提出するものとする。

(技術相談料及び費用)

第6条 原則として初回は無料とし、2回目以降の技術相談料については、「技術相談料金表」（別表1）に定めるものとする。

2 2回目以降の技術相談の申込は、「有料技術相談申込書」（別紙様式3）を提出し、相談料を本校が発行する請求書により指定する支払期限までに支払うものとする。

3 技術相談の場所が学外である場合の交通費、技術相談の経過で分析等を実施する場合の費用等は、相談料とは別に徴収するものとする。

4 次の一に該当する場合、相談料については減免できるものとし、「技術相談料金表」（別表1）の減免基準によるものとする。

(1) 公的機関からの申込みの場合

(2) 申込者が、申込み時において、共同研究等の申請を前提とする旨の意思表示をした場合

(3) 申込者が、茨城工業高等専門学校地域協働サポートセンターの会員の場合

(4) その他、上記に準じるものと校長が認めた場合

(その他)

第7条 この要領に係る事務は、総務課において処理するものとする。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

(別表1)

技術相談料金表

相談回数	金額	備考
1回目	無料	
2回目以降	5,400円/時間 (消費税を含む)	同一の技術相談については、毎回技術相談料を徴収する。
減免基準		
(1) 公的機関からの申込みの場合は、無料とする。		
(2) 申込者が、申込み時において、共同研究等の申請を前提とする旨の意思表示をした場合は無料とする。		
(3) 茨城工業高等専門学校地域協働サポートセンターの個人会員は、2回目以降も無料とし、法人会員は、半額とする。		
(4) 申込者が、茨城工業高等専門学校地域協働サポートセンターに入会することとなった場合、その回の技術相談から適用する。		
(5) 共同研究又は受託研究を行うこととなった場合、その回の技術相談から無料とする。		

※技術相談料は前納とし、本校の都合で実施できなくなった場合を除き、原則として返還しない。